

# 令和7年7月泉南市農業委員会定例会

令和7年7月4日 午後1時30分  
あいびあ泉南 2階 会議室

## ・出席委員

(農業委員)

山下 博	岩本 和夫	奥田 清
宮内 栄作	東 和宏	伊藤 喜久
池上 安夫	南 直樹	上野 寛治
立道 智恵	湊 聡美	

(推進委員)

松本 一美	西浦 賢二	宮下 明
向井 彰一	戎野 繁	太佐 博

## ・欠席委員

(農業委員) 森谷 豊

事務局        それでは定刻になりましたので、ただ今より令和7年7月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、森谷委員より欠席の届出が出ております。出席委員については12名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、全員出席となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長        皆さん、こんにちは。泉南市農業委員会7月定例会にご出席いただきありがとうございます。

さて、今年も連日猛暑日となっております。昨年も申しましたが、農作業は早朝、夕方、こまめな休憩と水分補給をお願いいたします。熱中症に十分に気を付けて夏を乗り切っていただきたいと思います。

次に、ご報告がございます。〇〇地区の〇〇出店計画の件についてです。1種農地の転用というハードルの高い案件でございますので、昨年の4月頃から事務局と一緒に関係各部署と転用について交渉してまいりました。大阪府農政室はもちろん、府の関係各部署、更には、京都にあ

会長 ります、国の機関である近畿農政局にも行ってまいりました。交渉にあたり、諮問機関である大阪府農業会議の意見を聞きながらこれまで進めてまいりました。

交渉を重ねた結果、「地域未来投資促進法」という法律を基にし、開発を進めるという流れになりました。

まず「地域未来投資促進法に基づく基本的計画」を策定します。これには国の同意が必要となっております。「基本計画」についてはすでに先月6月20日に国からの同意が得られております。

次に「地域未来投資促進法に基づく土地利用調整計画」についても間もなく同意が得られるかと思えます。

また、開発事業者は「地域経済牽引事業計画」を作成し、都道府県の承認を受ける必要があります。こちらについては、7月15日前後には大阪府より承認が得られるのではないかと聞いております。

ですので、最短で7月中に農地転用の申請書が提出され、8月農業委員会定例会で審議し、8月18日の大阪府農業会議の常設審議会での審議を経て転用許可となり、9月着工が可能となります。

こちらに続くさらにもう1件の〇〇の案件につきましても7月15日の「地域経済牽引事業計画」承認後に独自の「地域経済牽引事業計画」を提出し、2～3週間後には承認が得られるのではないかと思えます。そうなりますと、9月農業委員会定例会の審議に上程出来れば、年内の着工が可能かと思われれます。もし今後の予定について質問があればそのように回答していただければと思えます。報告は以上です。

さて、本日は議案が5件、報告案件が2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会長 それではこれより議事に入ります。  
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、2番 岩本委員、7番 伊藤委員をお願いいたします。  
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長            それでは、令和7年議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局            議案第16号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席を求めるものですが、会長いかがでしょうか。

会 長            着席のままで結構です。ただし、議決権はございませんので、挙手はされないようお願いします。

事 務 局            それでは朗読させていただきます。令和7年議案16号1件について朗読する。令和7年議案第16号につきまして、事務局より説明させていただきます。

申請地につきましては、5月の定例会で利用集積の延長として審議していただいたのですが、使用貸借期間延長の承認通知を送った後、貸し手より連絡がありました。内容は、「延長の申請をしたものの、借り手である叔父は80代半ばの高齢で、いつ何時、畑に行けなくなるかもしれないので、地元の農家さんに安価で譲りたいので、探してほしい」との相談でした。

早速、〇〇委員、〇〇委員にその旨打診したところ、〇〇委員から現地を再確認し、自宅からも近く、周辺農地との兼ね合いも良いので譲ってもらいたいとの連絡があり、今回の申請となりました。加えて、申請地には家屋や農業用倉庫もあり、そちらも含めて譲り受けるとの事です。

なお、利用集積の貸借延長の件は、申請の提出前に契約を解除しております。

会 長            それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長            家屋についてはどのように活用する予定ですか。

〇 〇 委 員            もしも従業員が増えた際に使ってもらおうかと考えています。

会 長            よろしいですか。他に質問等ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第16号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第16号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり許可することといたします。

会 長           続きまして、令和7年議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局       令和7年議案第17号1件について朗読する。議案第17号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

2年前に子どもが生まれたのを機に、現在の住居が手狭になったため農家住宅として新築するものです。なお、転用申請に伴い、地域計画変更申出書により地域計画区域から除外されております。農地区分につきましては、転用条件が一番良い第3種農地と判断されます。なお、大阪府より開発許可不要等証明書、排水につきましては地元水利組合から同意をいただいております。

会 長           ありがとうございました。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長           地域計画区域からの除外に関する書類は転用申請書に添付しなくてよいのですか。

事 務 局       はい。常設審議会では書類については図面の添付のみで、口頭での説明で良いそうです。

会 長           よろしいですか。他に質問ございませんか。  
それでは質疑がないようですので、議案第17号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長           それではお諮りいたします。議案第17号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長           ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり許可することといたします。

会 長           続きます。令和7年議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局       令和7年議案第18号1件について朗読する。議案第18号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

譲受人は申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。譲渡人は元々泉南市在住でしたが、農地を相続した後、他市に転出しており農業はしておりません。地域計画区域につきましては対象外です。農地区分につきましては、こちらも転用条件が一番良い第3種農地と判断されます。事業計画ですが、単管、足場等の建築資材を設置する予定です。なお、大阪府より開発行為に該当しない旨の証明書、排水につきましては地元水利組合からも同意をいただいております。

地元推進委員さん、この案件に関して何かご存じですか。

〇〇委員       前を通る事がありますが、草がかなり伸びたら綺麗に草刈りをしていますが、今は草が繁茂しています。耕作はしていません。

会 長           進入路はどこですか。道との高低差はありますか。

〇〇委員       川沿いの道です。広くはないですが車も通れます。土地の高さは申請地の方が道より少し高いくらいです。

会 長           判断理由にもありますように街区の宅地割合が40%を超えていて、市街化区域のような地域ですので、転用についてはやむを得ないかと思えます。

〇〇委員       川沿いの道は道路ではなく府の管理する河川敷の管理用道路なんですけど、皆さん道路として利用しています。

〇〇委員 河川敷の管理用道路なので、通る事は問題ないです。

会 長 近隣住民に迷惑がかかるとするならば、道幅が狭い事だけですか。

〇〇委員 近隣の住宅地は道路に接続できるよう開発されているので問題ないか  
と思います。

会 長 よろしいですか。他に質問ございませんか。  
それでは質疑がないようですので、議案第18号は原案どおり承認し  
てご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第18号に賛成の方は挙手をお願い  
します。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第18号は原案のと  
おり許可することといたします。

会 長 続きまして令和7年議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条  
の規定による農用地利用集積計画の延長について」を、議題といたしま  
す。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和7年議案第19号1件について朗読する。議案第19号につつま  
して、事務局の方から説明させていただきます。地元では有数の青ネギ農家  
であり、3年間の使用貸借が終了するため、使用貸借期間を5年間延長  
いたしました。〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇委員 借り手は遊休農地だった農地を借り受けてから綺麗に耕作していま  
すので問題ないかと思います。

会 長 ありがとうございます。  
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区担当  
委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。  
それでは質疑がないようですので、議案第19号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第19号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして令和7年議案第20号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和7年議案第20号3件について朗読する。議案20号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては、議案19号と同様ですので、省略させていただきます。No. 2、No. 3につきましては、〇〇委員よりしく願いいたします。

〇〇委員 No. 2につきましては、借り手はネギを作っており、引き続き耕作したいという事で再設定となりました。

No. 3につきましては、借り手は農業塾の新規就農者として耕作しており、再設定ですので問題ないかと思います。

事 務 局 ありがとうございます。議案第20号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。今回は3件とも再設定でございます。

No. 1につきましては、先ほどの利用集積の延長の案件と同様です。地図をご覧ください。こちらは市街化区域の生産緑地の貸借で、先ほどの案件は市外化調整区域の農用地の貸借です。都市計画の市街化区域と調整区域の境界となっているようです。

No. 2につきましては、脱サラして就農された方で、40代とまだ若く、今後も地元の若手就農者の1人として期待したいと思います。

事務局 No. 3につきましては、81歳と高齢ですが、更新する意欲がありますので、可能な限り頑張っていたきたいと思います。

〇〇委員 No. 1についてですが、市街化区域と市街化調整区域の線引きの決め方は昭和45年6月20日に都市計画法に基づいて審議に諮り決定しています。道路や水路等で線を引くという基準があります。

第1回の線引きが昭和45年6月20日で、その後2回目の見直しが昭和51年8月4日行われております。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第20号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第20号に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり認定することといたします。

会長 次に、報告事項に入ります。令和7年報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和7年報告第12号3件について朗読する。報告第12号につきまして事務局より補足説明させていただきます。

No. 1とNo. 2の譲受人は、皆様方ご存知かと思われませんが、泉州の大手不動産会社であり、将来的に建売分譲住宅で開発予定しているとの事です。No. 3も住宅用地として住宅2～3戸を建築する予定だそうです。

会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 1とNo. 2についてですが、こちらは長年に渡り遊休農地でした。No. 2の農地の前が長屋になっておりまして、毎年、事務局に草が1m程に伸びると苦情の連絡がありましたので、私は年に1、2回家を訪ねて草を刈ってもらうようお願いしておりました。やっと契約に至ったと聞いて一安心しております。元々は申請地の北側も開発予定で買い受ける予定でしたが、一部の農地について相続者の1人の合意が得られず、全体が白紙になったのですが、3年が経って再度譲受人が買い受ける事になりました。

事務局 かなりご足労をおかけし、ありがとうございました。

〇〇委員 申請地の上側の土地も以前に2筆ほど資材置場に転用があったかと思いますが、今回の申請地と一帯化して住宅開発されるのでしょうか。近隣に意欲的に耕作されている方がおりますので。

事務局 今回の譲受人とは関係ないとは思いますが、確認しておきます。

会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第12号を終了します

会長 続きまして令和7年報告第13号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和7年報告第13号1件について朗読する。報告第13号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。

先日、〇〇委員と現地確認を行いました。全筆水稻を行っていましたので問題ありません。以上です。

会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 よろしいですか。  
特に質問がないようですので、以上で報告第13号を終了します。

会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたします

会 長 た。ありがとうございました。

職務代理 どうもご審議ありがとうございました。これをもちまして6月定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。次回の定例会につきましては、8月4日（月）場所は、市役所別館 1階 会議室1・2です。お間違えの無いようお願いいたします。

午後2時21分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和7年7月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_